

令和6年第4回定例会会議録（第6号）

令和6年12月17日

○出席議員（25名）

1番	塩手悠太	2番	石田強
3番	中村悟	4番	森裕二
5番	小野和美	6番	重松康宏
7番	小野佳子	8番	日名子敦子
9番	美馬恭子	10番	阿部真一
11番	安部一郎	12番	小野正明
13番	森大輔	14番	三重忠昭
15番	森山義治	16番	穴井宏二
17番	加藤信康	18番	吉富英三郎
19番	松川章三	20番	市原隆生
21番	黒木愛一郎	22番	松川峰生
23番	野口哲男	24番	山本一成
25番	泉武弘		

○欠席議員（なし）

○説明のための出席者

市長	長野恭紘	副市長	阿部万寿夫
副市長	岩田弘	教育長	寺岡悌二
競輪事業管理者	上田亨	総務部長	竹元徹
企画戦略部長	安部政信	市民福祉部長 兼福祉事務所長	田辺裕
こども部長	宇都宮尚代	いきいき健幸部長	和田健二
建設部長	山内佳久	市長公室長	山内弘美
防災局長	大野高之	教育部長	矢野義知
消防長	浜崎仁孝	上下水道局長	松屋益治郎
職員課長	河野幸夫	財政課長	河野文彦

○議会事務局出席者

局 長	河 野 伸 久	次長兼議事総務課長	中 村 賢一郎
補佐兼総務係長	松 本 万紀子	補佐兼議事係長	甲 斐 俊 平
主 査	松 尾 麻 里	主 査	村 田 和 寛
主 任	定 宗 隆一郎	事 務 員	尾 割 春 晃

○議事日程表（第6号）

令和6年12月17日（火曜日）午前10時開議

- 第 1 上程中の全議案に対する各常任委員会委員長報告、討論、表決
- 第 2 議第131号 令和6年度別府市一般会計補正予算（第8号）
議第132号 令和6年度別府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
議第133号 令和6年度別府市地方卸売市場事業特別会計補正予算（第1号）
議第134号 令和6年度別府市介護保険事業特別会計補正予算（第4号）
議第135号 特別職の常勤職員の給与及び旅費に関する条例等の一部改正について
議第136号 別府市職員の給与に関する条例及び別府市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について
- 第 3 議第137号 別府市監査委員の選任につき議会の同意を求めることについて
- 第 4 報告第12号 市長専決処分について
- 第 5 別府市選挙管理委員会委員及び補充員の選挙について
- 第 6 議員提出議案第12号 別府市議会議員の政治倫理に関する条例の一部改正について
議員提出議案第13号 別府市議会委員会条例の一部改正について
議員提出議案第14号 別府市議会会議規則の一部改正について
- 第 7 議員派遣の件

○本日の会議に付した事件

日程第1～日程第7（議事日程に同じ）

午前 10 時 00 分開会

○議長（加藤信康） ただいまから、継続市議会定例会を開会いたします。

本日の議事は、お手元に配付しております議事日程第 6 号により行います。

日程第 1 により、上程中の全議案に対する各常任委員会の審査の経過及び結果について、各委員長から順次報告を願います。

（厚生環境教育委員会副委員長・重松康宏登壇）

○厚生環境教育委員会副委員長（重松康宏） 委員長に代わりまして、副委員長の私から御報告申し上げます。

去る 12 月 6 日の本会議において、厚生環境教育委員会に付託を受けました議第 99 号令和 6 年度別府市一般会計補正予算（第 7 号）関係部分ほか 19 件について、委員会を開会し、慎重に審議をいたしましたので、その経過及び結果について御報告申し上げます。

初めに、議第 99 号令和 6 年度別府市一般会計補正予算（第 7 号）関係部分についてであります。

障害福祉課関係部分では、障がいサービスの利用者が増加したことに伴い増額補正することや前年度事業の精算に伴い、国及び大分県への返納金が生じたことについて説明がなされました。国及び大分県への返納金の中に不正受給に関する返還金も含まれており、返還金の合計が 4,890 万 7,993 円であることや再発防止のため、事業者への研修会を積極的に開催し、大分県との情報共有強化に努めると併せて説明がなされました。

委員から、別府市内の障がい者数や障がいサービス受給決定者数について質疑がなされ、令和 5 年度末時点で、障害手帳を持っている方が 8,618 名、障がいサービス受給決定者数が令和 6 年 12 月時点で、2,709 名と答弁がなされました。

別の委員から、別府市内の障がい児の施設数や、18 歳未満の方で障がい手帳を持っている人数について質疑がなされ、令和 6 年度当初の時点で、施設は 61 事業所あり、身体障がい者が 81 名、知的障がい者が 275 名、精神障がい者が 91 名と答弁がなされました。

続きまして、子育て支援課関係部分では、就学前教育・保育ビジョンに伴い、市立幼稚園のうち、令和 8 年度までに 7 園閉園となるため、市立保育園において 5 歳児の受皿を確保するため、中央保育所の改修委託料等について説明がなされました。

委員から、工期や児童への配慮について質疑がなされ、工期については、令和 8 年 3 月の完成を目指しており、児童への安全配慮については、業者と連携を取りながら進めてまいりたいと答弁がなされました。

さらに別の委員から、今年の台風 10 号の影響を大きく受けた地区でもあるため、災害時の対応について質疑がなされ、関係課と連携を取ることや引き続き保育所で定期的に避難訓練を行うことで災害等の有事の際に早急に対応できるよう努めていきたいとの答弁がなされました。

続きまして、こども家庭課関係部分では、今年度より産後ケアの利用対象者が拡大されたことにより、利用者が増加したため、委託料を増額すること。また、出産・子育て応援交付金事業の精算に伴い返納金が生じたため、予算を計上するとの説明がなされました。

委員から、出産・子育て応援交付金事業の支給対象者の見込み数と実績について質疑がなされ、令和 4 年度、妊娠に伴う支給対象者数の見込みが 965 名に対し、実績が 935 名、出産に伴う支給対象者数の見込みが 559 名に対し、実績が 504 名であるとの答弁がなされました。

続きまして、健康推進課関係部分では、予防接種等の補助金の交付額決定に伴い、国庫返納金を計上するとの説明がなされました。

続きまして、教育政策課関係部分では、市内の小中学校の木製の机、椅子をスチール製のものへ更新した際、予定価格よりも低い価格で落札したため、予算額と契約金額の差額

を減額補正するとの説明がなされました。

続きまして、学校教育課関係部分では、九州大会や全国大会に出場する際に要する費用を補助する事業において、不足額が生じたため、増額補正するとの説明がなされました。

続きまして、社会教育課関係部分では、コミュニティーセンターの指定管理料について、令和6年度から令和9年度の期間で2,490万円を債務負担行為補正を行うとの説明がなされました。

最後に、高齢者福祉課関係部分では、介護保険事業特別会計への介護給付費繰出金として、381万2,000円を計上しているとの説明がなされました。

続きまして、議第100号令和6年度別府市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）では、介護予防サービスの保険給付費とケアプランに係る作成費用の増額等に伴い計上しているとの説明がなされました。

委員から、別府市の要介護認定者における要支援の人数等について質疑がなされ、令和5年度の時点で、要支援が約1,300人で、要介護含め、全体で約7,200人との答弁がなされました。

別の委員から、介護に関する予算の総額や別府市の負担額について質疑がなされ、総額がおおよそ140億円で、そのうちの12.5%、おおよそ18億円を別府市が負担しているとの答弁がなされました。

以上、2件の予算議案におきましては、当局の説明を了とし、全員異議なく可決すべきものと決定した次第であります。

次に、1件の条例議案及び17件のその他議案の審査についてであります。

議第103号別府市地域包括支援センターの職員に係る基準等を定める条例及び別府市指定介護予防支援の事業に係る申請者の要件並びに人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正については、国の基準省令の一部改正により、常勤換算方式が可能になること。また、複数の地域包括支援センターを1つの区域として、配置すべき3職種の常勤職員数の合計を配置することにより配置基準を満たすものとの説明がなされました。

委員から、今回の条例改正により常勤換算方式が可能になるが、その条件内容について質疑がなされました。当局から、延べ勤務時間数を満たすことが条件との答弁がなされました。

別の委員から、介護予防事業について、関係課との連携に関する質疑がなされ、当局から、今後高齢化が進行する中で、介護予防事業の推進が重要と認識しており、施策等について、引き続き関係課や関係機関と連携し、進めてまいりたいとの答弁がなされました。

次に、議第109号指定管理者の指定については、芝居の湯管理運営グループ共同企業体に令和7年から令和10年までの3年間、別府市コミュニティーセンターの管理を行わせるとの説明がなされました。

委員から、現在の管理企業について質疑がなされ、現在も同じ共同企業体が管理しているとの答弁がなされました。

続きまして、議第112号から議第127号までの事務の委託の廃止に関する協議については、姫島村を除く大分県内の市町において、相互に他市町の住民票等の交付等を行う大分広域サービスについて、代替サービスが拡大されたことにより、他市町と協議の結果、大分広域サービスを終了するとの説明がなされました。

委員から、廃止の経緯や代替サービスの内容について質疑がなされ、全国広域交付が開始され、各市町村にて住民票等が発行できるようになり、大分県内で実施していた広域サービスと重複したため、他市町と協議を重ねた結果、サービスを終了するとの答弁がなされました。

また、別の委員から手数料に関する質疑がなされ、手数料については、市町村ごとに料

金設定を行っており、別府市の窓口にて、他市の方が住民票等を発行した場合でも、別府市の手数料をいただくとの答弁がなされました。

以上、1件の条例議案及び17件のその他議案におきましては、当局の説明を了とし、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

以上、当委員会に付託を受けました議案に対する審査の経過及び結果の報告を終わります。

何とぞ、議員各位の御賛同をお願いいたします。

(総務企画消防委員会副委員長・小野佳子登壇)

○総務企画消防委員会副委員長(小野佳子) 委員長に代わりまして、副委員長の私から御報告を申し上げます。

去る12月6日の本会議において、総務企画消防委員会に付託を受けました議第99号令和6年度別府市一般会計補正予算(第7号)関係部分ほか7件について、委員会を開会し、慎重に審査をいたしましたので、その経過及び結果について御報告申し上げます。

初めに、議第99号令和6年度別府市一般会計補正予算(第7号)関係部分及び議第100号令和6年度別府市介護保険事業特別会計補正予算(第3号)関係部分の予算議案についてであります。

職員課関係部分では、議第99号及び議第100号の人件費関係部分について、職員の退職・育児休業の取得等に伴う給料の減額、人事異動に伴う職員手当の増額及び負担比率見込みの差異による共済費の増額に加え、育児休業取得者の代替等として配置した会計年度任用職員の報酬・費用弁償を増額するための経費を補正計上する旨の説明がなされました。

政策企画課関係部分では、新湯治・ウェルネスの研究・実践拠点施設の基本計画策定に対する交付金として、デジタル田園都市国家構想交付金の追加額及び住居表示実施業務等委託料の債務負担行為の限度額を補正計上しようとするものとの説明に対し、委員から、地方創生関係の交付金のほか、財団等の交付金・補助金を積極的に活用するよう努めてほしい旨の要望がなされた次第であります。

次に、財政課関係部分では、競輪事業の売上増加に伴い、競輪事業収入を3億3,000万円追加するとともに、そのうち1億円をべっぷ未来共創基金に、残る2億3,000万円を新年度における小中学校等の給食費保護者負担軽減事業の財源として、財政調整基金に積み立てる旨の説明がなされました。

また、補正予算の財源調整として、別府市財政調整基金繰入金3億5,341万4,000円及び発行可能額の確定による臨時財政対策債406万3,000円を補正計上することに加え、今後の不測の事態や緊急支出に備えるため、予備費7,000万円を補正計上する旨の説明がなされました。

消防本部関係部分では、消防装備整備事業について、高規格救急車のベースとなる車体の新規認証の取得に時間を要し、納入が遅れることに伴い、繰越明許費を補正計上しようとするものとの説明がなされました。

最後に、新湯治・ウェルネス推進室関係部分では、新湯治・ウェルネスの研究実践拠点施設を設置する事業手法の検討、市場調査を実施する基本計画を策定するための経費及び債務負担行為を補正計上する旨の説明がなされました。

委員から、事業の全体像を表すための基本計画の策定ということであるが、計画が出来上がってからでは、市民の意見等が反映できないため、協議等の場が必要ではないかとの質疑があり、当局から、昨年からの市政フォーラムや懇談会等で情報開示を行ってきたが、今後もそのような場を設け、説明を続けていきたいとの答弁がなされました。

また、別の委員から、基本計画が出来上がった後に見直しや修正を行うことが可能かとの質疑があり、当局から、基本計画の策定後に計画の修正はできないが、事業手法の検討

を進めていく次の段階で修正を行うことは可能と思われるとの答弁がなされました。

さらに、別の委員からは、本事業は、市の産業構造そのものに影響を及ぼすものであるため、事業の推進に当たり、官民が一体となった市民会議等の推進母体を設置するよう要望がなされた次第であります。

そのほか、事業の進捗状況等について、議会に対し随時説明を行うよう要望がなされましたが、最終的に以上2件の予算議案の採決におきましては、当局の説明を適切妥当と認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、2件の条例議案及び4件のその他議案についてであります。

初めに、議第105号住居表示の実施に伴う関係条例の整理に関する条例の制定については、令和7年1月11日に住居表示を実施する対象地区内にある公の施設の位置の表記等を改めるため、関係する条例の整理をしようとするものとの説明がなされました。

次に、議第106号刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定については、刑法の一部改正により、刑の種類である懲役及び禁錮が廃止され、拘禁刑が新たに創設されたことに伴い、関係する条例の整理をしようとするものとの説明がなされました。

次に、議第107号字の区域及びその名称の変更については、通称上野口町、上原町及び山の手町等の13町の住居表示を実施するに当たり、字の区域及びその名称を変更することについて、地方自治法第260条第1項の規定により議会の議決を求めるとの説明がなされました。

続きまして、議第108号住居表示を実施する市街地の区域及び当該区域における住居表示の方法については、住居表示を実施する区域を通称新別府、実相寺、南立石本町及び観海寺の4町とし、その方法を街区方式とすることについて、住居表示に関する法律第3条第1項の規定により議会の議決を求めるとの説明がなされました。

委員から、住居表示の実施に伴う町名等の変更は、実施地域以外の市民が知る機会が少ないため、対策が必要ではないかとの質疑があり、ホームページや市報のほか、自治委員総会や各種会議等での周知を検討したいとの答弁がなされました。

次に、議第129号行政委員会総合事務局関係部分では、第50回衆議院議員総選挙の執行経費を令和6年度別府市一般会計補正予算（第5号）として、市長において専決処分したことから、議会に報告し、その承認を求めるとの説明がなされました。

最後に、議第130号財政課関係部分では、台風10号の影響により被害を受けた農地農業用施設等を復旧することに伴う財源として、別府市財政調整基金からの繰入れを令和6年度別府市一般会計補正予算（第6号）として、市長において専決処分したことから、議会に報告し、その承認を求めるとの説明がなされました。

以上、2件の条例議案及び4件のその他議案の採決におきましては、当局の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決・承認すべきものと決定した次第であります。

以上で、当委員会に付託を受けました議案に対する審査の経過及び結果の報告を終わります。

何とぞ、議員各位の御賛同をよろしくお願いいたします。

（観光建設水道委員会委員長・穴井宏二登壇）

- 観光建設水道委員会委員長（穴井宏二） 去る12月6日の本会議において、観光建設水道委員会に付託を受けました議第99号令和6年度別府市一般会計補正予算（第7号）関係部分、ほか7件について、委員会を開会し、慎重に審査をいたしましたので、その経過及び結果について御報告いたします。

初めに、予算議案2件のうち、議第99号令和6年度別府市一般会計補正予算（第7号）関係部分についてであります。

観光課関係部分では、8月に発生した台風10号の影響により被害を受けた神楽女湖しょうぶ園を復旧するため、災害復旧工事費を計上しているとの説明がなされました。

委員から、具体的な工事箇所について質疑があり、当局から、園路や隆起したアスファルトの復旧工事を進めていこうとするものとの答弁がなされました。

次に、農林水産課関係部分では、同じく台風10号の影響により被害を受けた農地・農業用施設を復旧するため、災害復旧工事費等を補正計上しているとの説明がなされました。

このうち水路の復旧に係るスケジュールについて質疑がなされたのに対し、当局から、災害件数が多かったことや大規模な工事となることなどから、多くの時間を要することが想定されるため、来年の作付に間に合わない場合には、応急的に仮設パイプ等を設けて取水機能は確保したいとの答弁がなされました。

また、複数の委員から、被害を受けた方に対しては個別丁寧な説明を行うとともに、寄り添った支援をしていくよう意見がなされ、これに対して、当局より、災害にかかわらず、別府の農業を支える農業者には、寄り添いながら支援をしていきたいとの説明がなされました。

次に、温泉課関係部分では、指定管理者の指定に伴う債務負担行為を計上する旨の説明がなされました。

次に、都市計画課関係部分では、楠銀天街の道路整備及び南部地区都市再生整備計画関連事業事後評価業務について繰越明許費を計上しているとの説明がなされました。

最後に、都市整備課関係部分では、台風10号の影響により被害を受けた公共土木施設を復旧するため、災害復旧工事費等を補正計上している等の説明がなされました。

続きまして、議第101号令和6年度別府市競輪事業会計補正予算（第1号）についてであります。

経営活動に伴う収益と費用を示す収益的収入及び支出における当年度純利益は、車券発売金の増加等の関連経費を補正計上した結果、10億4,422万円を見込んでおり、利益余剰金の処分については、一般会計繰出金として3億3,000万円増の6億3,000万円を補正計上しようとするものとの説明がなされました。

委員より、場間場外発売における減少の理由について質疑があり、当局から、来場者の減少に伴う紙車券の販売減少により減額計上しており、今後全国的にも減少傾向が続くことが想定される旨の答弁がなされました。

以上、2件の予算議案の採決におきましては、当局の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、条例議案2件についてであります。

まず、議第102号別府市手数料条例の一部改正については、建築基準法の一部改正により条例が引用する条項に移動が生じたことに伴い、条例を改正しようとするものとの説明がなされました。

次に、議第104号旧平尾邸の設置及び管理に関する条例の制定については、歴史的建築物である旧平尾邸を観光拠点及び地域拠点として保存・活用することにより、国内外から訪れる人々をもてなし、このまちの新しい観光の形を築くため、旧平尾邸の設置及び管理に関し必要な事項を定めることに伴い、条例を制定するものとの説明がなされました。

以上2件の条例議案の採決におきましては、当局の説明を適切妥当と認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

次に、議第128号を除くその他議案3件についてであります。

初めに、議第110号及び議第111号の指定管理者の指定については、温泉課所管の温泉施設について、指定管理を行わせる団体や選定経過等に関し、当局から詳細な説明がなされ、委員から、応募する事業者が限定され、競争原理が働いておらず、温泉施設の管理

方法として指定管理者制度が適当なのか、見直す時期に来ているのではないかとの意見がなされました。

これに対して当局より、全ての温泉施設の指定管理期間において同時期に次の更新のタイミングを迎えるようにしていることから、次回の指定管理者の選定については、十分に考慮していきたいとの答弁がなされました。

次に、議第 130 号市長専決処分については、台風 10 号の影響により被害を受けた農地・農業用施設、公共土木施設などの緊急工事等に伴う補正予算を専決処分したものであるとの説明がなされました。

以上、議第 128 号を除く 3 件のその他議案の採決におきましては、いずれの議案も当局の説明を了とし全員異議なく原案のとおり可決・承認すべきものと決定いたしました。

最後に、その他議案、議第 128 号退職手当返納命令処分に対する審査請求に関する諮問について、本件は、処分庁が行った退職手当返納命令処分について、地方自治法第 206 条第 1 項の規定に基づき、令和 5 年 10 月 31 日付で元市職員から審査請求があったことから、同条第 2 項「給与その他の給付に関する処分についての審査請求がされた場合には、当該審査請求が不適法であり、却下するときを除き、議会に諮問した上、当該審査請求に対する裁決をしなければならない」に該当することから、議会に諮問しようとするものであり、当局より、これまでの経過や審査請求人並びに処分庁の両者の主張とそれに対する審理員の意見について詳細な説明がなされました。

委員から、審査請求人が行った行為は、重大な事件であり、今回の審査請求とは別に裁判においても係争中であるが、市民も注目している案件であることから、議会としても、公務の重要性を鑑み、市民の信頼が得られるよう、毅然とした判断をすべきであるとの意見がなされました。

その他るる質疑・意見等がなされましたが、採決の結果、全員異議なく本件審査請求は、棄却すべきとの意見とするものと決定した次第であります。

以上が、当委員会に付託を受けました議案に対する審査の概要と結果についての報告であります。

何とぞ、議員各位の御賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（加藤信康） 以上で、各委員長の報告は終わりました。

少数意見者の報告はありませんので、これより討論を行います。

討論の通告がありますので、発言を許可いたします。

（9 番・美馬恭子登壇）

○9 番（美馬恭子） 日本共産党の美馬恭子です。私は議第 99 号令和 6 年度別府市一般会計補正予算（第 7 号）の新湯治・ウェルネス研究・実施拠点施設のための基本計画策定に対する補正予算案と、議第 103 号別府市地域包括支援センターの職員に係る基準等を定める条例及び別府市指定介護予防支援の事業に係る申請者の要件並びに人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正に反対いたします。

まず、議第 99 号の新湯治・ウェルネス研究・実施拠点施設のための基本計画策定に対する補正予算案に関しては反対です。市長提案理由の中にも、別府市は既に温泉施設、宿泊施設、飲食店等が充実していますとありました。また、これらの施設が個々ではなく連携して、市全体で戦略的に取り組むことが重要と考えていますともありました。この点は私も賛成です。市長の思いは議案質疑の際にも十分聞くことができました。その点は理解できます。そして、研究・実施拠点施設を建設することに関しても、ある意味では今後の別府市の観光の発展のためには必要なことだとも考えています。

しかし、4 ヘクタールの広さ、これは大体東京ドーム 1 個分に当たりますが、この広さが必要なのでしょうか。ここには温泉施設、市民用、観光客用、そして民間施設等が入る

とイメージ図からは予想されます。基本計画が作成されて初めて中身がはっきり見えてくる、との説明もされました。

私は、研究・実施拠点施設は新湯治・ウェルネス推進のために、人々が自分自身に合った温泉の利用の仕方や美容・健康を増進し、人生の活力にしていくためには必要なことだと思っています。それは現在ある温泉施設、宿泊施設、飲食店等にとっても大切なことだと考えます。しかし、温泉施設を新しく造り、そこを拠点にしていくということではないのではと思います。既存の事業者が発展し、みんなでまちを支えていく、観光客が一泊でも多く滞在してもらえ循環をつくる、そのために研究・実施拠点を設ける。それは別府八湯を巡り、周囲の観光施設を巡り、エステや食にめぐり会える機会をつくるために必要な拠点施設をつくることです。基本計画は決定されたものではありません。これからの事業の基本となるものだとの説明もされましたが、この基本計画が出来上がってしまえば、少なくともイメージ図に近い状態で進んでいくでしょう。そうすれば、今後多くの税金が投入され、新しい温泉施設を伴う拠点施設ができることになります。

新しい温泉施設が必要ですか。それが別府市の観光の循環を回すことになり、滞在日程を増やすことになるのでしょうか。今回の事業計画の説明の中で、テルマスのようなという言葉は何度か聞きました。それは、北浜のテルマスを指しているものだと思います。テルマスは平成10年にオープンし、令和4年に廃止となりました。老朽化と赤字経営で、惜しまれつつ24年の歴史を閉じました。開業当初、観光客向けにと計画されていましたが、医療の不足等で市民向けにと転換し、3年遅れの開業となったようです。その時代にしてみればなかなか先進的な温泉施設で、蒸し湯、ミストサウナ、露天風呂、打たせ湯、桶シャワーなどいろいろな温泉を楽しめ、一番の特徴は、水着を着て入浴する屋外健康浴、これは別府湾の景色のすばらしさもあり、近年はインバウンド客にも人気があったようです。歩行浴を行う人や健康教室なども開かれていました。この施設をイメージされているのだと思います。しかし、コロナ禍の影響も少なからずあったと思われませんが、老朽化と赤字続きで残念ながら閉鎖になりました。今後は的ヶ浜公園との一体整備に向けて動き始めるということです。

一つの施設が消え、また新しい施設計画ができる。それは市が発展し、経済を動かすためには必要なことでしょう。しかし、今ある既存の施設等をしっかり活用するために、観光を別府の力強い産業としていくために、市民が幸せを感じ、観光客にも選ばれる別府にしていくために、何が必要で、何をフォローしていくことが大切なのか。いま一度しっかり考えていただきたいと思います。

以上のことから、今回の新湯治・ウェルネス事業に関する補正予算には賛成することはできません。

次に、議第103号別府市地域包括支援センターの職員に係る基準等を定める条例及び別府市指定介護予防支援の事業に係る申請者の要件並びに人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正にも反対いたします。

これはなかなか読み解きにくい条例の改正ですが、現在の地域包括支援センター等の人員不足に係る条例改正、常勤職員の配置が困難な場合には、非常勤職員の配置によって補うことができる、また、一つの地域包括センターが担当する区域における第1号被保険者の数がおおむね3,000人以上6,000人未満ごとに置くべき常勤職員数を、当該複数の地域包括センターに配置することにより、基準が満たされたものにするのとされており、実質の人員の引下げと考えることもできます。

高齢化に伴い、今後ますます地域包括センターが担う役割は大きくなると思われる中、人員不足は本当に切実な問題だと思います。だからこそ、時間を刻み、補うように人員募集するのではなく、短時間でも常勤として働ける制度の導入こそが必要だと考えます。非

常勤でないといけない人がいるというのはよく分かります。子育て中などで常勤勤務が難しい、でも仕事は続けたい、できる範囲で仕事と考える人がいることも十分理解ができますが、経験とノウハウの蓄積が必要な職種、働き続けられることを考慮しての人材確保がこれからは必要なのだと考えます。常勤の人数が維持できなければ、今常勤として働いている方々への負担もますます大きくなります。

以上のことを考えれば、しっかりと働き続けられる体制、何らかの事情がある一定期間は短時間として働いても、常勤として働き続けられる、そのような条例改正こそ必要なのではないのでしょうか。

以上の点から、今回の条例一部改正に対しても反対いたします。

○議長（加藤信康） 以上で、通告による討論は終わりました。

これにて討論を終結いたします。

これより順次採決を行います。

初めに、議第 99 号令和 6 年度別府市一般会計補正予算（第 7 号）に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本件については、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（加藤信康） 起立多数であります。よって、本件については委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第 103 号別府市地域包括支援センターの職員に係る基準等を定める条例及び別府市指定介護予防支援の事業に係る申請者の要件並びに人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正についてに対する委員長の報告は、原案可決であります。

本件については、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（加藤信康） 起立多数であります。よって、本件については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第 100 号令和 6 年度別府市介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）から、議第 102 号別府市手数料条例の一部改正についてまで、及び議第 104 号旧平尾邸の設置及び管理に関する条例の制定についてから議第 127 号事務の委託の廃止に関する協議についてまで、以上 27 件に対する各委員長の報告は、いずれも原案可決であります。

以上 27 件については、各委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤信康） 御異議なしと認めます。よって、以上 27 件については、各委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第 128 号退職手当返納命令処分に対する審査請求に関する諮問についてに対する委員長の報告は、本件審査請求は、棄却すべきものとの意見であります。

本件については、委員長報告のとおり答申することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤信康） 御異議なしと認めます。よって、本件については、委員長報告のとおり答申することに決定いたしました。

次に、議第 129 号市長専決処分について及び議第 130 号市長専決処分について、以上 2 件に対する委員長の報告は、承認すべきものとの意見であります。

本件については、各委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤信康） 御異議なしと認めます。よって、本件については、各委員長報告のとおり承認されました。

次に、日程第2により、議第131号令和6年度別府市一般会計補正予算（第8号）から議第136号別府市職員の給与に関する条例及び別府市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正についてまで、以上6件を一括上程議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

（市長・長野恭紘登壇）

○市長（長野恭紘） ただいま上程されました各議案について、その概要を御説明いたします。

初めに、予算関係議案から御説明申し上げます。

議第131号 令和6年度別府市一般会計補正予算（第8号）ですが、今回補正する額は2億460万円の増額で、補正後の予算額は663億6,880万円となります。

人事院勧告に準拠した給料の改定や期末手当等の支給率改定に伴う人件費の補正を計上しています。

次に、議第132号、議第133号及び議第134号の各特別会計補正予算では、一般会計と同様に、給料の改定や期末手当等の支給率改定に伴う人件費の補正を各会計で計上しています。今回の補正額は、1,060万円の増額で、補正後の特別会計予算の総額は304億578万4,000円となります。

以上が、予算関係議案の概要です。

次に、予算外の議案について、御説明申し上げます。

予算外の議案については、条例関係2件を提出しています。

議第135号特別職の常勤職員の給与及び旅費に関する条例等の一部改正については、特別職の常勤職員等に支給する期末手当の額を改定することに伴い、条例を改正しようとするものです。

議第136号別府市職員の給与に関する条例及び別府市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正については、国家公務員及び大分県職員の給与改定の事情を考慮して一般職の給与改定等を行うため、条例を改正しようとするものです。

以上で、提出いたしました議案の説明を終わります。

何とぞ慎重審議の上、よろしく願い申し上げます。

○議長（加藤信康） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。質疑のある方は挙手を願います。順次発言を許可いたします。

○1番（塩手悠太） 1番、有志の会の塩手悠太です。追加された議第135号と136号について質疑をさせていただきます。

この2つの議題は条例改正というところで、国からの通知においても、この条例改正する際においては、議会で十分に審議をしてくださいねというような通知が来ておりますので、様々な事情があり、こういった追加議案で出てきたということではありますが、通常であれば常任委員会等でしっかり審査された上で、これが審議されるということですので、私の質疑を通して、少し審議のほうをさせていただきたいなというふうに思いまして、この後の採決においても参考にさせていただきたいというふうに思いますのでよろしく願いいたします。

この2つの議題については、先ほど市長の提案理由にありましたように、特別職、それから一般職員の給与を改定するというところで、簡単に言うと給料とか給与が増えるということになりますね。少し簡単に仕組みだけ説明すると、国の、内閣の所轄にある人事院というところ、これが国家公務員の給与の改定等とかを基本に扱うところなんですけど、ここが国家公務員の給与に関して、民間の企業の給与と照らし合わせながら、適正な給与が支給されるようにというところで、人事院勧告というものを勧告しています。それに伴って、地方公務員においては、県が設置する人事委員会というところが勧告を行って、その後内閣の閣議決定等を踏まえて、給与の改定の方針が決定されると。人事委員会が設置さ

れていない別府市のような市町村においては、国とかこの県の勧告を参考にして、給与改定の方針を決定してくださいねというふうにされています。

また、今回の条例改正に当たって、総務省から通知がされているんですが、一つは民間企業との給与の水準をしっかりと比較してください。それから、自治体の財政状況とか給与状況を踏まえて、しっかりとそこは検討してくださいねというふうに通達が来ているんです。ですので別府市においても、やはり先ほど提案理由ありましたように、国、県からというところだけではなくて、地域の実情に合わせた様々な熱い議論、例えば今の別府市の消費者物価指数、CPIがどう、何%上昇しているのか等々を踏まえて、様々な議論がされた上でこの条例改定というところをされているというふうに思いますので、まずはこういった議論を別府市の中でされたのかというところをちょっと具体的にね、お聞きさせていただきたいなということで、その具体的な議論というところをお聞かせください。

○職員課長（河野幸夫） お答えします。

給与改定について人事委員会を設置していない別府市職員の給与改定については、地方公務員法に定める情勢適応の原則や均衡の原則にのっとった民間企業との比較等に基づく人事院及び大分県人事委員会の勧告を参考とするとともに、大分県をはじめ県内各市が一般職・特別職とともに勧告に準拠して改正を行う考えである状況を踏まえて、当市においても、勧告に準拠して改正することは適切な対応と考えております。

また、人事院勧告の対象は一般職の職員になりますが、特別職の国家公務員の給与についても、人事院勧告の趣旨に沿った取扱いとすることが閣議決定されております。つきましては、特別職の期末手当についても、人事院勧告の趣旨に沿った特別職の国家公務員等の期末手当の改定並びに県内他市との均衡を図るため、所要の改定を行うものであります。

○1番（塩手悠太） 議第136号のほうですね、別府市職員の給与改定というところについては、答弁がありましたようにそもそも人事院勧告というところの対象が国家公務員というところにおいてまずしていること、それから、地方公務員においても地方公務員法の第24条の2項というところで、地方公務員の給与の改定については、国家公務員の給与の改定を要素として検討してくださいというようなところの法律がありますので、この議第136号部分は法律にのっとって改定をされているということは理解いたしました。

ただ、この特別職というところにおいては、もともと人事院の勧告の対象にされていないというところも答弁されていましたが、閣議決定において、人事院勧告の趣旨に沿って改定してくださいというところでもありますけど、特別職の給与改定というところにおいては、昭和48年の自治省の行政局公務員部長通知というところで、こういうふうに言われているというところで、特別職の給与改定、報酬改定においては、一般職の給与改定に伴って引き上げるという方法ではなくて、広く民意を反映させた特別職報酬等審議会というところの審議を通してから、しっかりと改定について検討するようというふうな通知がされているというところで、要するに、特別職のこの報酬改定をする際は、審議会をしっかりと通してくださいね、厳に留意をするようというところを言われてますんで、しっかり注意してくださいということはこの通知で言われてるんですというところで、今回この別府市の議第135号部分の特別職の条例改定と、改正をするに当たって、この審議会の答申を考慮した改正になっているのか、この辺りをお聞かせください。

○職員課長（河野幸夫） お答えします。

おおよそ2年おきに開催を行っている別府市特別職報酬等審議会は、条例の規定により議員報酬、それから市長等の特別職の給与について審議することを目的に設置し、その額について条例を議会に提出しようとするときは、あらかじめ審議会の意見を聞かなければならないとなっておりますが、期末手当については審議の必要がありませんので、諮問は今回行っておりません。

○1番（塩手悠太） 期末手当については審議会事項ではないということで、今回はその審議会を行っていないということで、その点については理解いたしました。実は昨年の12月22日に、平成30年以来、約5年ぶりになる、別府市でもその審議会というのが開催をされて、諮問されて、年明けの今年の1月、答申が出されています。昨年の12月22日ということで、昨年の12月議会においても、この特別職の報酬改定、給与改定の改正は可決されているというところで、その中で、1月に出された答申ちょっと抜粋しますが、給料額については、地域の経済状況を考えたときに、現時点では改定が必要であるため、現時点では改定が必要である理由に乏しく、現行どおりが妥当であるとの判断に至ったというふうにされているんですね。別府市のこの審議会条例というところを見ても、審議事項として、給料というところにおいて審議がされているというのは分かるんですが、ただこの給料を審議するに当たって、期末手当とかいろいろ手当を含んだ総額の給与についてもしっかりと勘案された上で、じゃあ給料これぐらいにしようねというような審議がされているというふうに思うんです。

そうすると、今年1月に答申された時点では、今のこの現行の条例下における審議状況というところで、1年たって今年、今回12月議会で条例を改正するということですが、条例改正してしまうと、1月の答申で話し合われていた環境とはちょっと相違してくるんじゃないかなというふうに思います。

というところで、今年出された1月の答申における整合性という観点から見ると、特に12月までにこの条例改正してくださいよとかいうような通知もありませんので、一度、期末手当を含めた審議会の答申を経てから条例改正という手段というところも選択肢としてはあるのではないかなというふうに思うんですが、この辺りについてはいかがお考えでしょうか。

○職員課長（河野幸夫） 先ほどもお答えしましたが、期末手当については諮問の考えはございません。ただし、額の審議に当たっては、月額だけでなく、期末手当も含めた1任期4年間の報酬等の支給総額についても考慮し、県内各市等との比較検討を行い、総合的な見地から判断しているものでありますが、期末手当について審議をしているわけではありません。

加えて、国からの地方公務員の給与制度の改正についての通知では、特別職の給与改定を行う場合には、国家公務員の特別職の給与改定や他の地方公共団体との均衡などの諸事情を総合的に考慮し、適正な改正を行うことと通知されています。このため、特別職の国家公務員等の期末手当の改定に準拠して、大分県をはじめ、県内他市との同様の改定を行うことは、均衡を図る上でも適正な対応と考えております。

○1番（塩手悠太） ありがとうございます。別府市としては、特別職の改正においても現行のルールに沿ってやってやられているというところで理解をいたしました。

最後に、ちょっと申し述べというところで、審議会、今回、期末手当は審議事項になってないということでしたが、ほかの市町村では審議事項ではないけど、一応この期末手当の改定においては、参考意見として報告書として答申に入れて報告している、答申しているところもありますし、また、中には、そもそものこの設置条例、審議会の設置条例の中の審議事項の中に、期末手当の改定も含めて審議しますよというような改正をしているようなところもありますので、広く民意を反映させたこの審議会というところをしっかりと充実させるように、別府市も今後検討していただきたいなということを強く申し述べて、私の質疑を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○総務部長（竹元 徹） 今の議員からの要望といいますか、お話に関してちょっと御説明させていただきますと、これまでの特別職の報酬審議会等に関する国等からの通知を見ますと、実際に審議事項として示されていますのは、議員の報酬、それと政務活動費、そし

て市長等の特別職の給料、さらに退職手当、この4点が示されております。この点につきましては国の通知等も遵守し、適正に取り扱っているところでございますので、期末手当については審議事項として考えてはいないということになります。

- 議長（加藤信康） ほかに質疑もないようでありますので、以上で質疑を終結いたします。
お諮りいたします。上程中の全議案については委員会付託を省略し、これより討論を行いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（加藤信康） 御異議なしと認めます。よって、上程中の全議案については委員会付託を省略し、これより討論を行います。

討論の通告がありますので、発言を許可します。

（9番・美馬恭子登壇）

- 9番（美馬恭子） 日本共産党の美馬恭子です。議第135号特別職の常勤職員の給与及び旅費に関する条例等の一部改正について反対いたします。

令和5年度の第4回議会においても、議第119号での同様の条例一部改正が出されてきました。今回はその点も踏まえ、しっかりと討論したいと思っております。

賃金の上昇は社会的にも喫緊の課題だと言われています。2年連続での大幅な賃金改定が示され、そして最低賃金も今までになく、何十円単位での上昇となっています。そのような中、令和6年度の人事院勧告が出されました。官民格差が月例給で1万1,183円、2.76%を用いて引上げ改定が出され、ボーナスに関しても0.10月分の引上げ改定が出されました。これに関しては一般職員及び地方公務員に関しても適用されるものと思っておりますが、特別職に関しては少し意味が違うのではないかと考えています。

今も質疑の中でありましたが、特別職の手当に関しては審議委員会をというようなことも出されておりますが、それ以上に特別職に関しての俸給体系を考えれば、基本となる行政職俸給表の適用職員に当たる俸給と比べても高いのが実態です。そんな中で、国家公務員に対しての人事院勧告をそのまま期末手当に当てはめるのはいかがなものでしょうか。このことから考えて、本年の改定は不必要だと考えます。

以上の点から、議第135号に関しては反対いたします。

- 議長（加藤信康） 以上で、通告による討論は終わりました。

これにて討論を終結いたします。

これより順次採決を行います。

初めに、議第135号特別職の常勤職員の給与及び旅費に関する条例等の一部改正について、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

- 議長（加藤信康） 起立多数であります。よって、本件については原案のとおり可決されました。

次に、議第131号令和6年度別府市一般会計補正予算（第8号）から議第134号令和6年度別府市介護保険事業特別会計補正予算（第4号）まで、及び、第136号別府市職員の給与に関する条例及び別府市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について、以上5件については、案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（加藤信康） 御異議なしと認めます。よって、以上5件については原案のとおり可決されました。

次に、日程第3により、第137号別府市監査委員の選任につき議会の同意を求めることについてを上程議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

(市長・長野恭紘登壇)

○市長(長野恭紘) 御説明いたします。

ただいま上程されました議第 137 号は、本市監査委員に姫野綾氏を選任いたしたいので、地方自治法第 196 条第 1 項の規定により議会の同意を求めるものであります。

何とぞ、よろしく願いいたします。

○議長(加藤信康) 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(加藤信康) お諮りいたします。別に質疑もないようでありますので、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行いたいと思っておりますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(加藤信康) 御異議なしと認めます。よって、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行います。

議第 137 号別府市監査委員の選任につき議会の同意を求めることについては、原案に対し同意を与えることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(加藤信康) 御異議なしと認めます。よって、本件については、案に対し同意を与えることに決定いたしました。

次に、日程第 4 により、報告第 12 号市長専決処分についての報告が提出されておりますので、一応当局の説明を求めます。

(副市長・阿部万寿夫登壇)

○副市長(阿部万寿夫) 御報告いたします。

報告第 12 号は、公用車による事故、ほか 8 件の和解及び損害賠償の額の決定、並びに訴え定義前の和解について、地方自治法第 180 条第 1 項の規定により、市長において専決処分いたしましたので、同条第 2 項の規定により議会に報告するものでございます。

以上、御報告申し上げます。

○議長(加藤信康) 以上で、当局の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(加藤信康) 別に質疑もないようでありますので、以上で質疑を終結いたします。

ただいまの報告は、議会に対する報告でありますので、御了承願います。

次に、日程第 5 により、別府市選挙管理委員会委員及び補充員の選挙を行います。

本件は、本市の選挙管理委員会委員及び補充員の任期が令和 6 年 12 月 25 日をもって満了いたしますので、地方自治法第 182 条第 1 項及び第 2 項の規定により、議会において選挙を行うものであります。

選挙をする人員は、選挙管理委員会委員 4 名及び補充員 4 名であります。

まず、選挙の方法についてお諮りいたします。(「動議」と呼ぶ者あり)

○10 番(阿部真一) 私はこの際、動議を提出いたします。

別府市選挙管理委員会委員及び補充員の選挙の方法につきましては、地方自治法第 118 条第 2 項の規定により、指名推選の方法によることとし、議長において指名されることを望みます。(「賛成」と呼ぶ者あり)

○議長(加藤信康) ただいま 10 番・阿部真一議員から、選挙管理委員会委員及び補充員の選挙方法は、指名推選の方法によることとし、議長において指名されたいとの動議が提出され、所定の賛成者がおりますので、動議は成立いたしました。よって、本動議を直ちに

議題といたします。

お諮りいたします。本動議のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤信康） 御異議なしと認めます。よって、10番・阿部真一議員提出の動議は可決されました。

これより、議長において選挙管理委員会委員及び補充員の指名を行います。

選挙管理委員会委員に八坂克明さん、高橋修司さん、矢野淳子さん、梶原洋子さん、以上4名の方々を指名いたします。

次に、補充員に中西正一さん、山村尚志さん、石谷千年さん、伊藤守さん、以上4名の方々を指名いたします。

なお、補充員の補充の順序は、指名の順序のとおりとすることにいたしたいと思えます。

お諮りいたします。ただいま議長において指名いたしました方々をそれぞれ別府市選挙管理委員会委員及び補充員の当選人と定め、補充員の補充の順序は、指名の順序のとおりとすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤信康） 御異議なしと認めます。よって、ただいま議長において指名をいたしました方々をそれぞれ別府市選挙管理委員会委員及び補充員の当選人とし、補助員の補充の順序は指名の順序のとおりとすることに決しました。

次に、日程第6により、議員提出議案第12号別府市議会議員の政治倫理に関する条例の一部改正についてから、議員提出議案第14号別府市議会会議規則の一部改正についてまで、以上3件を一括上程議題といたします。

初めに、議員提出議案第12号別府市議会議員の政治倫理に関する条例の一部改正について、提出者から提案理由の説明を求めます。

（18番・吉富英三郎登壇）

○18番（吉富英三郎） ただいま上程されました議員提出議案第12号別府市議会議員の政治倫理に関する条例の一部改正について、提案理由の説明をさせていただきます。

ハラスメントは基本的人権、個人の尊厳を著しく傷つけ、議会の社会的信頼を失うこととなります。今回の一部改正につきましては、厳守すべき政治倫理基準に新たな項目を追加し、議会からハラスメントを根絶することで、より一層市民に信頼される議会を実現するために条例を改正しようとするものであります。

何とぞ、議員各位の御賛同をお願いいたします。

○議長（加藤信康） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤信康） お諮りいたします。別に質疑もないようでありますので、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行いたと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤信康） 御異議なしと認めます。よって、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行います。

議員提出議案第12号別府市議会議員の政治倫理に関する条例の一部改正については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤信康） 御異議なしと認めます。よって、本件については、原案のとおり可決されました。

次に、議員提出議案第13号別府市議会委員会条例の一部改正について及び議員提出議案第14号別府市議会会議規則の一部改正についての、以上2件を一括上程議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

(14番・三重忠昭登壇)

- 14番(三重忠昭) ただいま上程されました議員提出議案第13号別府市議会委員会条例の一部改正について及び議員提出議案第14号別府市議会会議規則の一部改正についてに関する提案理由の説明を一括してさせていただきます。

今回の一部改正につきましては、地方自治法の一部改正により、地方議会に関わる手続のオンライン化が可能となったため、必要な事項を定めるほか、議会改革を推進するため、協議などの場として、議会改革推進委員会を設置することに加え、字句の訂正をすることに伴い、条例及び規則を改正しようとするものであります。

何とぞ、議員各位の御賛同をお願いいたします。

- 議長(加藤信康) 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長(加藤信康) お諮りいたします。別に質疑もないようでありますので、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行いたいと思っておりますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長(加藤信康) 御異議なしと認めます。よって、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行います。

上程中の議員提出議案第13号及び議員提出議案第14号の以上2件については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長(加藤信康) 御異議なしと認めます。よって、以上2件については原案のとおり可決されました。

最後に、日程第7により、議員派遣の件を議題といたします。

お手元に配付しておりますように、議員派遣の申出があります。

お諮りいたします。各議員から申出のとおり議員派遣することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長(加藤信康) 御異議なしと認めます。よって、各議員から申出のとおり議員派遣することに決定いたしました。

なお、やむを得ない事情による変更または中止については、その決定を議長に一任していただきたいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長(加藤信康) 御異議なしと認めます。よって、やむを得ない事情による変更または中止については、その決定を議長に一任することに決定いたしました。

以上で、全ての議事を終了いたしました。

お諮りいたします。以上で、令和6年第4回市議会定例会を閉会いたしたいと思っておりますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長(加藤信康) 御異議なしと認めます。よって、以上で令和6年第4回市議会定例会を閉会いたします。

午前11時14分 閉会